

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

持株会社であるJ.フロントリテイリングは、グループの一元的なガバナンスの中心として、グループ全体の経営の透明性・健全性・遵法性を確保し、ステークホルダー（お客様、株主、従業員、お取引先、地域社会など）へのアカウンタビリティの重視・徹底を図るため、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけています。

全社組織においては、3つの統括部（経営戦略統括部、関連事業統括部、業務統括部）による組織の役割・責任・権限の明確化を図り、監督機能の強化、JFRグループ全体の内部統制システムの充実をはかっております。また、経営体制においても執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離をはかり、より迅速な意思決定ができ、実行のスピード化をはかるための経営機構を構築しています。

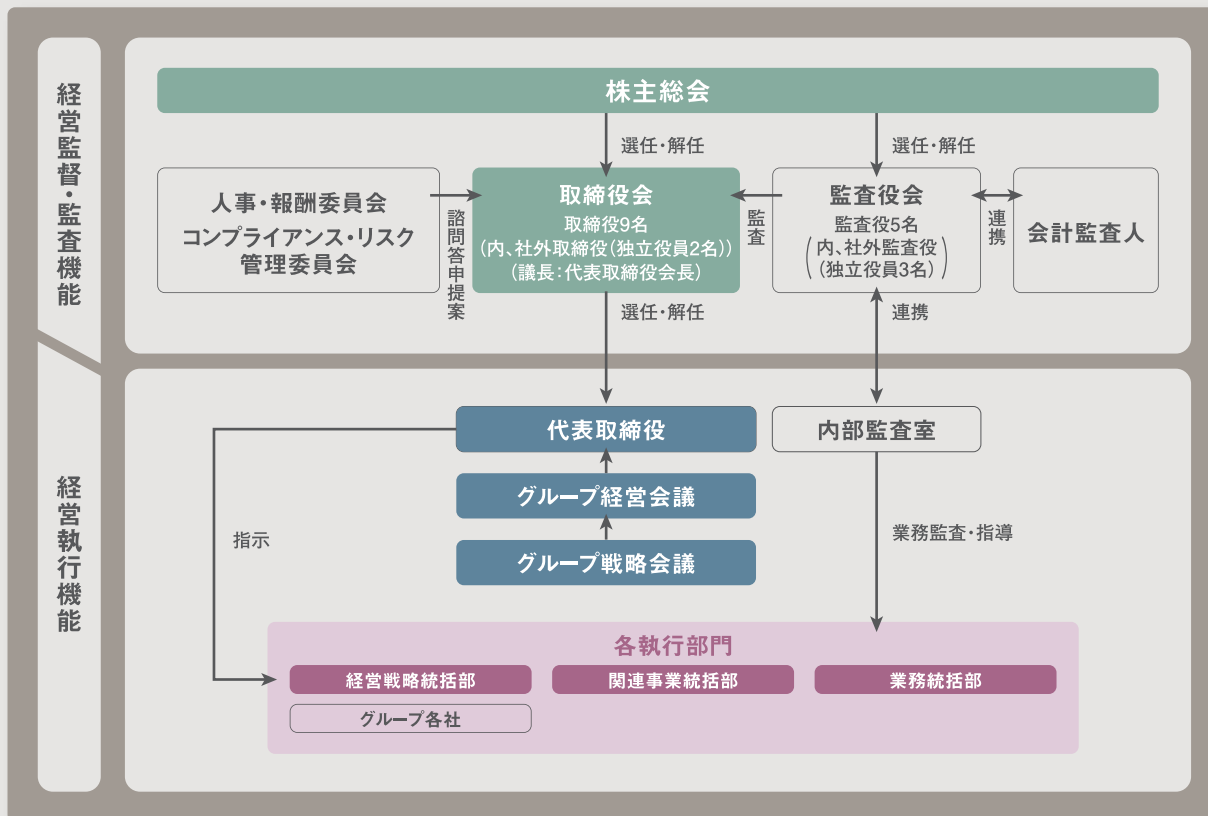
取締役・執行役員の任期は一年とし、その報酬制度についても社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、一年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みとし、経営の高度化と業績の向上に対する責任の明確化をはかっています。

また、当社は監査役会設置会社であり、会社の機関として会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会および会計監

査人を設置するほか、業務執行機関としての執行役員制度を導入しています。さらに、取締役会の諮問機関としてのコンプライアンス・リスク管理委員会を置くとともに、内部通報制度を導入し、コンプライアンスやリスク管理に係る諸課題の解決に取り組む一方、経営戦略統括部内にコーポレートガバナンス推進担当を設置し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでいます。

なお、当社は、社外取締役および監査役が業務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および監査役との間に責任限定契約を締結しています。責任限定契約の内容は、社外取締役および監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める金額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うものとし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役および監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

当社は、このような体制のもとにおいて、継続的に適正なコーポレート・ガバナンスを維持することができるものと認識しています。



取締役会

当社は、経営意思決定機関として、取締役9名(うち女性取締役1名を含む社外取締役2名)を置き、代表取締役会長の主宰により監査役の出席のもと原則月1回開催し、法令または定款に定めるもののほか、取締役会規定に定める事項を審議・決議しています。

2014年度に計15回開催された取締役会では、予算や決算の承認をはじめ、「2014～2016年度 中期経営計画」「単元株式数の変更、株式併合」「銀座新店計画 合弁プロパティマネジメント会社の設立」などについて審議・決議しました。

なお、社外取締役の2名は、経営を社内の取締役とは異なる視点から検討するなど、取締役会の機能強化・活性化を担っています。また、取締役会の意思決定、監視行為について、経営トップから独立して適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役として、橘・フクシマ・咲江氏および太田義勝氏の2名を招聘しています。両氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、グローバルな視野に基づく国内外企業の経営戦略策定への関与や事業法人の経営者としての幅広い経験と豊富な知見を有しており、当社経営に反映していただいています。

なお、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策に係る取締役会付議案については、社内取締役および常勤監査役等で構成する「グループ経営会議」、社内取締役で構成する「グループ戦略会議」等で事前に審議することとしています。

監査機能

当社は、監査役5名(うち3名は社外監査役)で構成する監査役会を置き、監査の方針・方法を決定するとともに、監査に関する重要な事項については、取締役会に意見反映できる体制をとり、経営機能の健全性を支えています。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決書書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査するとともに、内部統制システムの状況を監視および検証しています。また、社長直轄機関である内部監査室を設置し、年間の監査計画に基づき、当社およびグループ各社の日常・決算業務について、その業務プロセスの適正性、有効性を検証します。また、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適宜報告する体制をとっています。

社外役員の選任について

当社は、取締役9名うち2名を社外取締役、監査役5名うち3名を社外監査役としておりますが、社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインに一切該当する項目がなく、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることを確認しています。これにより、コーポレートガバナンス強化の観点から当社経営に資するところが大きいと判断しています。

社外取締役

橘・フクシマ・咲江

G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長

選任の理由

グローバルな視野を持つ人材の活用、国内外企業の経営戦略策定に関する豊富な知識・経験、高い見識を有しています。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断しました。

太田 義勝

コニカミノルタ株式会社 特別顧問

選任の理由

ミノルタ株式会社とコニカ株式会社による経営統合を推進し、委員会設置会社における取締役会議長を歴任されるなど、事業法人の経営者として、幅広い経験と豊富な知見を有しています。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断しました。

社外監査役

鶴田 六郎

弁護士

選任の理由

法曹界出身者として高い見識を有しており、社外監査役として、特に法的な観点による客観的かつ公正な監査の執行、取締役会への助言を通して、コーポレートガバナンス強化の観点からも、当社の経営に資するところが大きいと判断しました。

石井 康雄

株式会社大丸松坂屋百貨店 監査役

選任の理由

ヨーロッパにおける勤務経験が長く、特に海外での事業展開に精通するなど、事業法人の経営者としての豊富な経験と知見を有しています。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断しました。

西川 晃一郎

協和発酵キリン株式会社 取締役

選任の理由

主に事業提携やM&A、経営改革などに携わり、国際的な重要折衝にも数多く関わるなど、事業法人の経営者としての豊富な経験と知見を有しています。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断しました。

株主総会の活性化

株主総会の招集通知は、法令では書面または電磁的方法による議決権の行使期限の2週間前までに発送することが定められておりますが、当社では、3週間前をめぐり早期発送に努めています。

また、招集通知および株主総会参考書類ならびに招集通知添付書類は、当社ウェブサイトにも掲載しています。

議決権行使については、インターネット議決権行使サイトを設けており、パソコンやスマートフォン、携帯電話を経由した議決権行使が可能となっています。また、外部機関が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームもご利用いただけます。

また、招集通知の英訳版も、当社ウェブサイトおよび議決権電子行使プラットフォームに掲載しています。

その他、持株会社として当社J.フロント リテイリングが設立される以前の大丸、松坂屋時代と比較して、総会会場が遠くなった多くの株主に株主総会視聴の機会を提供するため、大阪地区(大丸心齋橋店)と名古屋地区(松坂屋名古屋店)に総会の中継会場を設けています。



大阪地区中継会場(大丸心齋橋店)



名古屋地区中継会場(松坂屋名古屋店)

ディスクロージャーとIR活動

当社は、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。」とのグループ理念のもと、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係を維持・発展させるため、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすく、公平かつ適時・適切に開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、当社についての理解をより深めていただくことを目的にIR活動を推進しています。

当社は、金融商品取引法等の法令および当社株式を上場している金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、当社の重要情報を適時・適切に開示しています。また、法令や適時開示規則に該当しない場合であっても、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様が有用と考えられる情報については、社会から求められる企業活動の重要な情報として認識し、当社のウェブサイトなどに公平かつ迅速に適切な方法により積極的に開示しています。

適時開示規則に該当する当社の重要情報は、東京証券取引所が提供するTDnet(適時開示情報伝達システム)を通じて開示を行うとともに、当社ウェブサイト等においてもできるだけ速やかにその内容を掲載します。

2014年度の投資家との主な対話活動

◆ 個人投資家向け

証券会社等主催による説明会へ参加(計3回)

◆ アナリスト・機関投資家向け

決算説明会(半期ごとに開催)

◆ 海外機関投資家向け

国内開催の海外投資家向けカンファレンスへの参加(計3回)

内部統制システム

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に則り、内部統制の整備を行っています。財務報告に係る内部統制については、整備・運用機能を有する業務統括部総務部と独立評価機能を有する内部監査室の各々の部門がその役割・権限を明確にしながら両社で協議を重ねることにより適正な評価を行います。

事業運営上のリスクについては、社長および統括部長を統括責任者として、部門に即したリスクの評価・管理を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会で報告するとともに、重要なリスクについては管理状況を取締役に定期的に報告しています。認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、グループ戦略会議で対応方針を審議・決定し、各所管部門がこれを実行することで、リスクの発生を防止します。

事業リスクの多様化・複雑化が進む中、危機事象発現時の迅速・的確な対応が企業に対する社会的要請として高まっていることを受け、危機管理の基本方針・枠組みについて定めた「危機管理ガイドライン」を制定しています。また、地震災害、集中豪雨などの気象災害や感染症の発生等を想定した「事業継続計画(BCP)」を策定し、緊急対策本部の設置基準や構成要員、事業継続のための非常時における優先業務、緊急対応手順等について定めるとともに、計画の実効性を高めるため、グループ各社において訓練活動を実施しています。

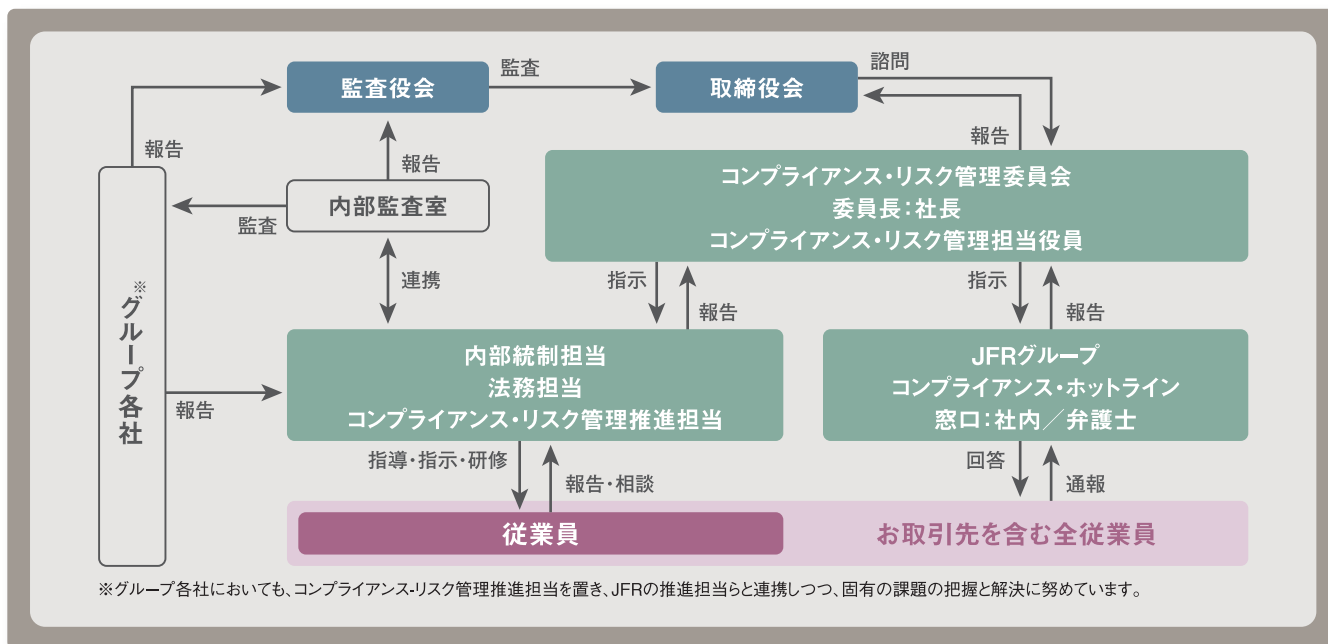
コンプライアンス・リスク管理体制

当社は監査役会設置会社であり、3名の社外監査役を招聘し、より公正な監査を実施できる体制としています。

さらに、コンプライアンス経営に係る取締役会の諮問機関として、社長を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、併せて社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループコンプライアンス・ホットライン」を設置するなど、コンプライアンスに係る諸課題の解決に向けて取り組んでいます。

また、コンプライアンスの方針や規則が確実に実践されていることをチェックするため、各事業所の担当者が現場に密着した指導や点検を実施するとともに、万一事故等が発生した場合には、直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告し、その指導の下で改善対策に取り組む体制になっています。

◆コンプライアンス・リスク管理体制



コンプライアンス行動原則・行動規範の4つの視点

1 お客様第一主義の徹底

常にお客様満足の実現を第一に考え、お客様との約束の履行、社会的に有用で安全な商品・サービスの開発・提供、適正な表示の徹底など、法令・社内規程等を遵守した誠意ある行動により、お客様の信頼と支持を獲得します。

3 個性と能力が尊重され、公平で活気のある組織づくり

一人ひとりの基本的人権を尊重し、労働関係法を遵守した安心・安全な職場環境づくりと公平かつ公正な評価に基づく処遇により、意欲をもって能力を発揮できる活気にあふれる組織を実現します。

2 健全な成長と発展のための高質経営の推進

広く社会とコミュニケーションを行う開かれた企業を目指し、公正、透明かつ適正な企業活動を行うとともに、お取引先とは、共に成長するフェアな関係を維持し、健全な成長と発展のための高質経営を推進します。

4 社会への貢献(社会と共生する良き企業市民)

社会と共生する良き企業市民として、地域社会への貢献、環境問題への取り組みなど、広く社会に貢献する創造的な事業活動を積極的に行い、持続的な成長を実現します。